

日医発第 309 号(保 53)
平成 29 年 6 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

材料価格基準の一部改正等について

平成 29 年 5 月 31 日付厚生労働省告示第 215 号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに、平成 29 年 5 月 31 日付保医発 0531 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）等の一部が改正され、平成 29 年 6 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（平成 29 年 5 月 31 日付保医発 0531 第 1 号）に掲載されている医療機器が区分 C 1 及び C 2 として保険適用されたこと等によるものです。（平成 29 年 6 月 20 日付 日医発第 308 号（保 52）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された告示・通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の材料価格基準の改正につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報(平 29. 5. 31 号外第 113 号 抜粋)
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について (平 29. 5. 31 保医発 0531 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器
(日本医師会医療保険課)

○厚生労働省告示第二百十五号
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。
 平成二十九年五月三十一日
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

改正後		改正前	
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格 001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 下大静脈留置フイルターセット ① 標準型 172,000円 ② 特殊型 177,000円</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>134～191 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p> <p>IX 経過措置 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ク カニューレエクステンションセット</p>	<p>平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで</p>	<p>152,000円</p>	<p>(略)</p>
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格 001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 下大静脈留置フイルターセット ① 標準型 172,000円 ② 特殊型 177,000円</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>134～191 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p> <p>IX 経過措置 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ク カニューレエクステンションセット</p>	<p>平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで</p>	<p>152,000円</p>	<p>(略)</p>

(承認番号) 22700 B Z X 00179000 130 心臓手術用カテーテル (3) 冠動脈用スラントセット ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号) 22800 B Z X 00408000	平成29年 3 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで	244,000円	(略)	(略)	(略)
(承認番号) 22700 B Z X 00179000 (新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)

保医発0531第2号
平成29年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第215号）が公布され、平成29年6月1日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成28年3月4日保医発0304第3号）の一部改正について

別添1の第2章第10部第3節K936に次を加える。

- (6) 区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、「K555」、「K557」、「K557-2」、「K557-3」、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1個を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合において、本区分の「注」の規定は適用しない。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの133④中「下大静脈留置フィルターセット（1区分）」を「下大静脈留置フィルターセット（2区分）」に改め、「53区分」を「54区分」に改める。
- 2 別表のⅡの133⑤を次のように改める。
 - ⑤ 下大静脈留置フィルターセット
 - ① 定義
次のいずれにも該当すること。
 - ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用^し嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。
 - イ 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルター留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。
 - ウ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。
 - ② 機能区分の考え方
構造により、標準型と特殊型の合計2区分に区分する。
 - ③ 機能区分の定義
 - ア 標準型
イに該当しないこと。
 - イ 特殊型
構造上の工夫により、留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 手術医療機器等加算</p> <p>K930～K934-2 (略)</p> <p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、</u> <u>「K555」、「K557」、「K557-2」、「K557</u> <u>-3」、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術</u> <u>に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1個</u> <u>を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合に</u> <u>おいて、本区分の「注」の規定は適用しない。</u></p> <p>第4部・第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 手術医療機器等加算</p> <p>K930～K934-2 (略)</p> <p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4部・第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、<u>下大静脈留置フィルターセット(2区分)</u>、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(4区分)、血栓除去用カテーテル(8区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル(1区分)、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット(1区分)及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(1区分)の合計 <u>54区分</u>に区分する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 下大静脈留置フィルターセット</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、<u>下大静脈留置フィルターセット(1区分)</u>、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(4区分)、血栓除去用カテーテル(8区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル(1区分)、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット(1区分)及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(1区分)の合計 <u>53区分</u>に区分する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 下大静脈留置フィルターセット</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p>

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。

イ 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルタ留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。

ウ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。

② 機能区分の考え方

構造により、標準型と特殊型の合計2区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア 標準型

イに該当しないこと。

イ 特殊型

構造上の工夫により、留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと。

(6)～(23) (略)

134～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。

② 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルタ留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。

③ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。

(6)～(23) (略)

134～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器 (平成29年6月1日適用)

1. 血管内手術用カテーテル（下大静脈留置フィルターセット）特殊型 【販売名】 DENALI IVCフィルター（株式会社メディコン）

〔決定区分〕

C 1

〔保険償還価格〕

177,000円

〔決定機能区分〕

133 血管内手術用カテーテル (4) 下大静脈留置フィルターセット ②特殊型

〔主な使用目的〕

本品は、以下の患者の血管径28mm以下の下大静脈にフィルターを留置して血栓を捕獲し、肺塞栓症を防止する。

- ・抗凝固剤が禁忌の肺血栓塞栓症
- ・抗凝固療法が無効な血栓塞栓症
- ・通常の治療では望ましい結果が得られない、緊急治療を要する肺塞栓症
- ・抗凝固療法が無効又は禁忌である慢性肺塞栓症又は再発性肺塞栓症

なお、患者の病状に応じ留置不要と臨床的に判断された場合、フィルターの回収を試みることができる。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」（平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号）の一部改正（平成29年5月31日 厚生労働省告示第215号）

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分133を次のように改める。	
133 血管内手術用カテーテル (1)～(3) (略) (4) 下大静脈留置フィルターセット	
① 標準型	172,000円
② 特殊型	177,000円
(改正箇所下線部)	

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日付保医発0304第10号）の一部改正（平成29年5月31日 保医発0531第2号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分133を次のように改める。	
133 血管内手術用カテーテル	
(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方	
術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2区分）、末梢血管用ステントセット（2区分）、PTAバルーンカテーテル（7区分）、 <u>下大静脈留置フィルターセット（2区分）</u> 、冠動脈灌流用カテーテル（1区分）、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（4区分）、血管内異物除去用カテーテル（4区分）、血栓除去用カテーテル（8区分）、塞栓用バルーン（2区分）、塞栓用コイル（7区分）、汎用型圧測定用プローブ（1区分）、連続心拍出量測定用カテーテル（1区分）、静脈弁カッター（2区分）、頸動脈用ステントセット（1区分）、狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル（1区分）、血管塞栓用プラグ（1区分）、冠動脈カテーテル交換用カテーテル（1区分）、体温調節用カテーテル（2区分）、脳血管用ステントセット（1区分）及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（1区分）の合計 <u>54区分</u> に区分する。	
(2)～(4) (略)	

(5) 下大静脈留置フィルターセット

① 定義

次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。

イ 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルター留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレクター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。

ウ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。

② 機能区分の考え方

構造により、標準型と特殊型の合計2区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア 標準型

イに該当しないこと。

イ 特殊型

構造上の工夫により、留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと。

(6) ～ (23) (略)

(改正箇所下線部)

2. 心臓手術用カテーテル（冠動脈用ステントセット）生体吸収・再狭窄抑制型

【販売名】 AtriCure 左心耳クリップ

（センチュリーメディカル株式会社）

〔決定区分〕

C 2

〔保険償還価格〕

特定保険医療材料ではなく、新規技術料で評価する。

次回改定までの準用技術	
K 9 6 3 自動縫合器加算	2,500点

〔主な使用目的〕

本品は、開胸にて行う心臓血管外科手術において、心房細動等に基づく血栓塞栓症のリスクを有する患者に対し、左心耳を閉塞するために使用する機器である。

<関連する通知の改正>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付保医発0304第3号）の一部改正（平成29年5月31日 保医発0531第2号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1を次のように改める。

第2章 特掲診療料

第1部～第9部 (略)

第10部 手術

第1節・第2節 (略)

第3節 手術医療機器等加算

K 9 3 0～K 9 3 4－2 (略)

K 9 3 6 自動縫合器加算

(1)～(5) (略)

(6) 区分番号「K 5 5 2」、「K 5 5 2－2」、「K 5 5 4」、「K 5 5 5」、「K 5 5 7」、「K 5 5 7－2」、「K 5 5 7－3」、「K 5 6 0」及び「K 5 9 4」の「3」に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合に1個を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合において本区分の「注」の規定は適用しない。

(改正箇所下線部)

(日本医師会医療保険課)